

# 令和6年度 仙台市男性育休取得奨励金 支給対象事業者の要件確認フロー

はじめに、あなたの企業等が「仙台市男性育休取得奨励金」の支給対象事業者の要件に該当するかを確認します。

あなたの企業等は、次のいずれにも該当しない。  
・国または地方公共団体により設立された法人  
・資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人  
・法令等に国または地方公共団体の具体的な監督権が定められた法人  
・その他の国または地方公共団体が経営、労務等に大きく関与できる法人

いいえ

該当する場合は  
支給対象外です

はい

あなたの企業等は、中小企業者または個人事業者に該当する。  
・中小企業者とは：  
登記されている本店所在地(主たる事務所)が仙台市内にあり、常時雇用従業員数が300人以下である  
個人事業者とは：  
仙台市の住民基本台帳に登録されている、  
または、  
仙台市内に所有または賃貸している事業所で事業をしている

いいえ

該当しない場合は  
支給対象外です

はい

あなたの企業等は、育児・介護休業法又はその他労働関係法令に係る重大な違反に問われたことがない。

重大な違反とは、それぞれ次の場合をいいます。  
・育児・介護休業法に係る「重大な違反」とは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長から法違反の是正を求める勧告を受けた場合、又は勧告に従わないとしてその旨を公表された場合。  
・労働関係法令に係る「重大な違反」とは、労働基準監督署により検察官に送致された場合。

いいえ

重大な違反に問われたことが  
ある場合は、支給対象外です

はい

あなたの企業等は、市税を滞納していない。  
中小企業者である場合における「市税」とは：  
個人の市民税(当該法人が特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税

個人事業者である場合における「市税」とは：  
個人の市民税(普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。  
また、事業者として納付すべき市税とは、個人の市民税(特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、事業所税

いいえ

市税を滞納している場合は  
支給対象外です

はい

次のページに続く



